

学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に関する本校の基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校のあらゆる教育活動において生徒の生命や人権を大切にし、生徒一人ひとりの多様な個性を尊重するとともに、心身の健やかな発達を支援するという指導体制を徹底することが重要となる。本校では、「豊かな情操と道徳心を培い、思いやりに満ちた人間性を養う」ことを教育目標の一つとしており、その達成に向け人権教育に重点をおいて取り組んでいる。

この度、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号、以下「法」)の施行を受け、法第13条の規定に基づき、いじめは重大な人権侵害であるという認識のもと、学校いじめ防止基本方針を策定する。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条参照）以下に具体的ないじめの態様例を示す。

- 1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 3) ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 4) 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 5) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 6) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

また、表面上けんかやふざけ合いのように見える行為であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめの定義に該当するか否かを判断するものとする。

2 いじめ防止等の対策ための組織

(1) 組織の名称

いじめ対策委員会

(2) 組織の構成

校長、副校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、相談部主任、各学年主任、養護教諭、生徒指導部代表、研修部人権教育係

(3) 組織の役割

- 1) 学校いじめ防止基本方針の策定、見直し
- 2) 年間計画の作成・実行
- 3) いじめの相談・通報の窓口
- 4) いじめに関する情報の収集・共有
- 5) 組織的対応の中核

(4) いじめの相談窓口

学級担任、相談部、養護教諭、生徒指導部

(5) 取組み状況の把握と検証P D C Aサイクル

いじめ対策委員会の定例会は、年間3回開催し取組みの計画、実施、検証を行う。その他必要に応じて開催する。

3 年間計画

以下の計画を実施する。

| | 生徒 | 学校 |
|-----|--|---|
| 4月 | 年間通じて「朝の読書」 生徒への相談窓口周知 | 年間通じて「朝の読書」 第1回いじめ対策委員会 (年間計画確認、諸問題共有) 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 |
| 5月 | 個人面談週間 保護者への相談窓口周知 | 育友会総会で「学校基本方針」の趣旨説明 |
| 6月 | 生徒悩み・いじめ調査実施 長崎っ子の心を見つめる週間 学校公開 生徒会挨拶運動 薬物乱用防止教室 | 生徒悩み・いじめ調査実施 長崎っ子の心を見つめる週間 学校公開 保護者挨拶運動 公開授業週間（わかる授業づくりの推進） |
| 7月 | 生徒・保護者面談 生徒-保護者意見交換会 | 生徒・保護者面談 生徒-保護者意見交換会 |
| 8月 | 人生の達人セミナー | 人生の達人セミナー |
| 9月 | ボランティア活動（地域清掃活動） | 学校評価アンケート 地域清掃活動 初任者研修 |
| 10月 | 生徒会挨拶運動 生徒悩み・いじめ調査実施 保健講話 | 第2回いじめ対策委員会 職員人権研修 生徒悩み・いじめ調査実施 |
| 11月 | 人権HR 校外学習（2年生インターンシップ） | 人権HR |
| | 進路体験発表会 学校評価アンケート | 公開授業週間（わかる授業づくりの推進） 学校評価アンケート |
| 12月 | 課題研究発表会 | 課題研究発表会 |
| 1月 | | |
| 2月 | 生徒悩み・いじめ調査実施 | 生徒悩み・いじめ調査実施 第3回いじめ対策委員会 |
| 3月 | | 学校評価委員会 学校評議員会 |

4 いじめの防止

(1) 基本的な考え方

いじめは、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、どのような社会にあってもいじめは、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で、行きわたらせることが重要である。教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、全ての生徒が安心でき、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりが未然防止の観点から重要である。

(2) いじめを生まない学校づくり

1) 校内指導体制の確立

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、協力した指導体制を確立する。

2) 教師の指導力の向上

いじめに関する資料等を活用した研修を実施する等、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その觀察力や対応力の向上に努める。

3) 人権意識と生命尊重の態度の育成

人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等に努める。
全ての教育活動を通して、社会性を培う取組みや共感的人間関係を育成する指導・支援を行う。

4) 道徳性を養う道徳教育の充実

「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等の指導や取組みを行う。

5) 生徒の自己肯定感の育成

生徒と教職員及び生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人一人に居場所のある学校生活の中で、生徒の発達の段階に応じて、「夢・憧れ・志」を育む教育等を推進し、自己肯定感を高める。

6) 生徒の自己指導能力の育成

学級活動、生徒会活動等において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、生徒が自主的に取り組む活動を支援する。また、生徒の「規範意識」や「思いやりの心」の育成を図る。

7) 学校として特に配慮が必要な児童生徒

学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

8) 家庭、地域、関係機関との連携強化

家庭や育友会等といじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて学校・保護者・地域等が一体となった取組みを推進する。

9) 学校基本方針の周知

入学時、各年度始めには、生徒、保護者、関係機関等へいじめ問題に対する学校基本方針を必ず説明し、学校や保護者の責任等を明らかにするとともに、保護者や地域の理解を得る。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようになる。

9) 学校基本方針による取組みの評価

各学校は、学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。また、「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」等を定期的に活用し、計画的かつ継続的な点検・評価に取り組むとともに、いじめに対する教職員の問題意識を持続させる。

5 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

子どもに関する情報を全職員で共有することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的・必要に応じたアンケートや教育相談の実施、さらには、メッセージ「長崎県の子どもたちへ」等の活用により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(2) 早期発見のための措置

1) 教職員による観察や情報交換

生徒のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有できる工夫する。

2) 定期的・必要に応じたアンケートや個人面談等の実施

生徒の生活実態について、定期的・必要に応じたアンケートや個人面談・保護者面談の実施、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努める。

3) 教育相談体制の整備

校内に生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、スクールカウンセラー等の学校内外の専門家の活用を図る。

4) 情報の収集

生徒の悩みや相談をより多く受け止めることができるように、育友会や地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。

5) 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口（24時間子供SOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットライン等）について、周知や広報を継続して行う。

6 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

いじめがあることが確認された場合、教職員が連携し、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応をすることが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携が必要である。このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくとともに、学校として組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(2) いじめに対する対応

1) いじめの発見や相談を受けたときの対応

遊びや悪ふざけに見えても、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

2) 組織的な対応

発見・通報を受けた教職員一人で抱え込みず、「いじめ対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。いじめ対策委員会が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。

3) いじめられた生徒及びその保護者への支援

いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弹力的措置等、いじめから守るための対応を行う。また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を作る。状況に応じて、心理や福祉等の外部専門家の協力を得る。

4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、継続的な助言を行う。

5) いじめの事実調査

アンケート調査等を実施し、その結果を基に、聞き取り対象者等の絞込みを行う。

6) 集団への働きかけ

はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えていた「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、或いは誰かに相談する勇気を持つよう指導する。互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

7) いじめ解消の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。進級・進学・転学の際は、引継ぎシート等を活用し情報を確実に引き継ぐ。

（要件1）いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

（要件2）被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

8) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、ただちに削除する措置をとる。また、必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。

(3) 「いじめ対策委員会」の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする。

いじめに対しては、学校が組織的に対応することが重要であり、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家、その他保護者、学校評議員や学校支援会議委員、学校運営協議会委員、民生委員などの地域関係者が参加しながら対応する。

7 その他

この「学校いじめ基本方針」は「いじめ対策委員会」によって適宜見直しを行い、学校や生徒の実情に合わせ、修正等を加えるものとする。

改訂履歴

発行 平成26年4月 平成25年12月長崎県いじめ防止基本方針発行に伴う

改訂 平成30年3月 平成29年7月長崎県いじめ防止基本方針改訂に伴う